

無 料 利 用 請 書

申請者住所
氏名(名称)
連絡先(TEL)
申請年月日 年 月 日

承認者
承認番号 第 号
承認年月日 年 月 日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

国有林野所在地	
利 用 用 途	
国有林野面積	h a
利 用 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
利 用 者	住所： 連絡先(TEL)： 氏名又は名称：
添 付 資 料	実測図、位置図 ※国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号)第81条第1項第2号又は第3号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。
備 考	

条 項

- 1 利用承認を受けた国有林野(以下「利用承認地」という。)を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。
- 2 利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに日光森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第4項第1号若しくは第2号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。
- 3 利用者は利用承認地を返還するときは、日光森林管理署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないとき日光森林管理署長が認めたときは、この限りでない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
 - (1) この請書に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 5 利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として日光森林管理署長に納付すること。
- 6 前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。
- 7 利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく日光森林管理署長に届け出るものとする。
- 8 利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し日光森林管理署長の指示があったときは、それに従わなければならない。
- 9 日光森林管理署長又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあってもこれを拒まないこと。